

◇◇ 使用料等 ◇◇

1) 住宅使用料

世帯の1か月あたり収入（前年度の所得額等を元に算出）に応じ下表のとおり。

所得額の区分	使用料（月額）				
	ソレイユ中延		ソレイユ戸越		
	1DK 29.23㎡	2DK 48.74㎡	1K 27.47㎡	1K 31.80㎡	2DK 49.71㎡
104,000円以下	35,200	58,700	27,700	32,100	50,200
104,000円超え 123,000円以下	40,600	67,800	32,000	37,100	58,000
123,000円超え 139,000円以下	46,400	77,500	36,600	42,400	66,300
139,000円超え 158,000円以下	52,300	87,300	41,200	47,700	74,700
158,000円超え 186,000円以下	57,500	96,000	45,300	52,400	82,100
186,000円超え 214,000円以下	62,700	104,700	49,400	57,200	89,600
214,000円超え 259,000円以下	67,900	113,400	53,500	62,000	97,100
259,000円超え	73,200	122,200	57,600	66,700	104,500

2) 共益費 月額2,500円

3) 敷金 使用料の2か月分

（退去時に原状回復費用等を控除した上で残額があれば還付）

※使用料および共益費の納付期限

納入通知書は、毎月区役所から月初めに郵送します。

納付期限は、毎月末日です。忘れずに期限までに納めてください。

使用料等を3か月以上滞納すると、住宅の明渡請求の原因となりますので、充分ご注意ください。

お問い合わせ先

品川区 都市環境部 木密整備推進課
電話番号：03-5742-6779
品川区役所 本庁舎6階

従前居住者用住宅のご案内

区がおこなう整備事業等にご協力いただくことにより現在の住居に居住できなくなる方向けの賃貸住宅をご用意しています。

【対象】・防災生活道路拡幅や防災広場整備のために区へ土地を売却する方
・区の助成を受け老朽住宅を除却した方 …等
（詳しくは担当までお問い合わせ下さい。）

◇◇ 住宅の概要 ◇◇

1) ソレイユ中延

所在地 品川区中延1丁目10番12号（中延一丁目区営住宅に併設）



構造・規模

鉄筋コンクリート造
地上5階建て

間取り・戸数

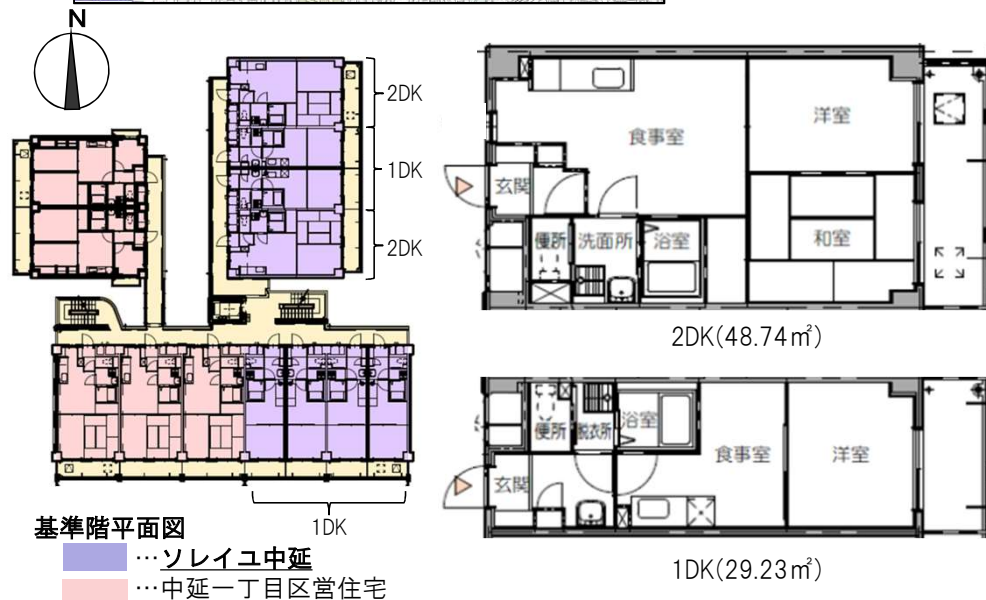
1DK(29.23㎡)：24戸
2DK(48.74㎡)：7戸

共用施設

エレベーター(1～5階)
駐輪場：あり
駐車場：なし

アクセス

東急池上線
荏原中延駅 徒歩5分
戸越銀座駅 徒歩9分



基準階平面図

…ソレイユ中延
…中延一丁目区営住宅

2)ソレイユ戸越

所在地 品川区戸越1丁目4番6号(戸越ひだまり広場隣)



構造・規模

鉄筋コンクリート造
地上3階建て

間取り・戸数

1K(27.47㎡)：4戸
1K(31.80㎡)：4戸
2DK(49.71㎡)：2戸

共用施設

エレベーター(1階～3階)
駐輪場：あり
駐車場：なし

アクセス

都営浅草線
戸越駅 徒歩8分
東急池上線
戸越銀座駅 徒歩10分



201・301号室
27.47㎡

202・302号室
27.47㎡

101号室
49.71㎡

102号室
49.71㎡

203・303号室
31.80㎡

204・304号室
31.80㎡

◇◇ 入居に必要な手続き ◇◇

1)入居者の募集

入居を希望される方は、**毎月21～25日**の期間に申請書を提出をしてください。
※住戸の空き状況によって募集を行わない場合があります。
また空き戸数を入居希望者数が上回った際、抽選により入居者を決定いたします。

2)使用開始について

使用許可日から**15日以内に入居**(使用開始)を行ってください。できない場合には、「使用開始延期許可申請書」の提出および許可が必要です。
※入居の申請から使用開始までの期間は約1か月です。

◇入居時の流れ

段 階	提 出 書 類
使用申請書の提出	* 従前居住者用住宅使用申請書 * 住民票(世帯全員分・写し可) * 特別区民税・都民税納税証明書 または非課税証明書(写し可) * 各種健康保険証、 後期高齢者医療被保険証等の写し * その他、住宅困窮を示す書類
入居手続き	* 請書(連帯保証人の印必要) * 敷金お支払い時の「領収証」の写し * 連帯保証人の住民税の納税証明書 * 連帯保証人の源泉徴収票や 確定申告書等の写し等の収入のわかる書類 * 連帯保証人の印鑑証明書
入居後	* 住民票 (世帯全員の続柄が記載されているもの) * 従前居住者用住宅入居届書 * 従前居住者用住宅物品預り書 * 瑕疵点検確認申告書

◇◇ 入居後に必要な手続き ◇◇

1)許可が必要な行為

下記のいずれかに該当する場合は許可を受ける必要があります。(事情によって許可を受けられないこともあります。)

- (1) 入居時に使用者として届け出た者以外の者の同居
- (2) 長期不在
- (3) 住宅の模様替えおよび工作物の設置(エアコン・温水洗浄便座等)

2)随時必要な届出

- (1) 連帯保証人の変更(死亡等) ➡ 「連帯保証人変更届」
- (2) 収入の報告(仮入居者を除く) ➡ 「収入報告書」

2年以上居住している場合に、**毎年6月30日まで**に提出してください。

3)退去の手続き

- (1) 住宅の返還届(退去する**14日前**まで)
- (2) 鍵の返還
- (3) 原状回復
- (4) 敷金の還付

敷金は、未納の使用料、共益費および賠償金(原状回復費用等)を控除した後、還付額がある場合は返還します。

(5)その他の手続

電気、ガス、水道、電話等の清算手続きについては、関係営業所に連絡の上ご自身で行っていただきます。